

# 4月1日からはじまります プラスチック製容器包装の分別収集 粗大ごみの戸別収集

## プラスチック製容器包装 の分別収集

### プラスチック製容器包装とは

商品や製品が入っている容器や製品を包んでいる袋類で、プラスチック製のもので

プラスチック製容器包装識別マーク(プラマーク)がついているものが分別の対象です。



←プラマークを目印に  
分別してください

※プラマークがついていても、マヨネーズやケチャップ等の容器やハミガキ粉やねりわさび等のチューブ製容器、また、生鮮食品を包装していたラップ類やレトルト食品のパック類など、**汚れが取れないものは、燃えるごみとして出してください。**

### 出し方

45ℓ以下の透明又は半透明の袋に入れて出してください。レジ袋でもかまいません。プラマークの入っているものであれば、ボトル類・トレイ類・キャップ類等の種別ごとに分ける必要はありません。ひとつの袋に入れて、**燃えるごみを出している場所に出してください。**

### 収集日

週1回収集します。詳しくは、広報いよし3月号といっしょに配布している「ごみカレンダー」でご確認ください。なお、プラスチック製容器包装の収集により、週3回収集していた燃えるごみの収集回数は、4月からは週2回となりますが、収集回数の減少に伴い、**祝祭日も収集します。**

## 粗大ごみの戸別収集

### 粗大ごみが戸別収集に

これまでのステーションでの回収から、業者が直接自宅まで収集に伺うという収集方法の変更です。粗大ごみの種類等が変更になったということではありません。

### 申し込み方法

広報いよし3月号といっしょに「**粗大ごみ申し込みカレンダー**」を配布しますので、このカレンダーの申込はがきに必要事項を記入し、**50円切手を貼って、お住まいの地域の申込受付期間内に申し込んでください。**

なお、直接市役所又は地域事務所の窓口に参加していただいてもかまいませんが、電話や口頭での申し込みは、トラブルの原因にもなりかねませんので、受け付けできません。

### 収集日について

収集日を記載した通知はがきがお自宅に届きますので、排出場所や収集申込品などを確認し、通知はがきの裏面の粗大ごみシールを貼って、収集日当日の午前8時30分までに排出場所に出してください。なお、収集時の立会いは必要ありません。

※詳しくは、「粗大ごみ申し込みカレンダー」でご確認ください。

**詳しくは、広報いよし3月号といっしょに配布するカレンダー等をご確認ください。**

■問い合わせ 市民生活課(内線535・536) 又は、中山地域事務所地域振興課(☎967-1111)、  
双海地域事務所総合窓口課(☎986-1111)。